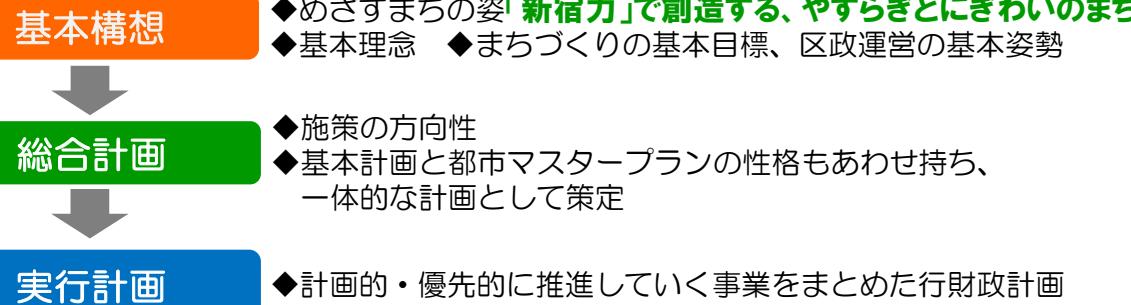


基礎資料：新宿区総合計画について

計画の体系

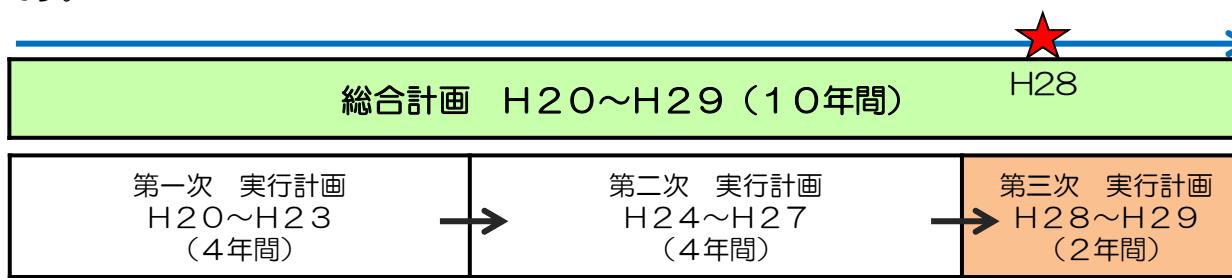
区では、まちづくりの基本指針である「**基本構想**」を定め、この基本構想を受けた区の最上位計画として「**総合計画**」を策定しています。そして、総合計画に示した施策を具体的な事業として計画的に実施していくために「**実行計画**」を策定しています。

<計画の体系（イメージ）>



現在の総合計画と実行計画の計画期間

現在の総合計画は平成20年度から平成29年度の10年間を計画期間としています。
第三次実行計画は、現在の総合計画の総仕上げであり、新たな総合計画の橋渡しとなる計画です。



新たな総合計画の策定

- 現在の「新宿区基本構想」に掲げる“めざすまちの姿”『**新宿力**』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向けて、平成30年度から始まる“新たな総合計画”を策定します。
(※現在の新宿区基本構想を継承します。)
- 新たな総合計画の計画期間は10年程度とします。（平成30～39年度の10年間）
- “新たな総合計画”は5つの基本政策をベースに策定します。（右表参照）
- 次の視点により策定を進めます。
 - 社会状況の変化に伴う新たな行政需要に的確に対応した計画とする。
 - 現在の新宿区総合計画の実績や取組み状況を踏まえた計画とする。
 - 多くの区民の意見を反映した計画とする。
 - 区民等と行政、それぞれが果たすべき役割が見える計画とする。
 - 区民にとって分かりやすい計画とする。

総合計画のベースとなる5つの基本政策

基本政策 I 暮らしやすさ1番の新宿

| 個別施策 | 1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる 健康寿命の延伸 に向けた取組みの充実 |
|---------------------------------------|--|
| | 2 住み慣れた地域で暮らし続けられる 地域包括ケアシステム の構築 |
| 3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備 | |
| 4 安心できる 子育て 環境の整備 | |
| 5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす学校 教育 の充実 | |
| 6 セーフティネットの整備充実 | |
| 7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進 | |
| 8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進 | |
| 9 地域での 生活を支える 取組みの推進 | |

基本政策 II 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化

| 個別施策 | 1 災害に強い、逃げないですむ 安全なまちづくり |
|------------------------------|---------------------------------|
| | ① 建築物等の 耐震化 の推進 |
| ② 木造住宅密集地域解消 の取組みの推進 | |
| ③ 市街地整備 による防災・住環境等の向上 | |
| ④ 災害に強い 都市基盤 の整備 | |
| 2 災害に強い体制づくり | |
| 3 暮らしやすい 安全で安心なまち の実現 | |
| ① 犯罪のない安心なまちづくり | |
| ② 感染症の予防と拡大防止 | |
| ③ 良好的な 生活環境 づくりの推進 | |

基本政策 III 賑わい都市・新宿の創造

| 個別施策 | 1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり |
|---|---------------------------------------|
| | 2 誰もが安心して楽しめる エンターテイメントシティ の実現 |
| 3 地域特性を活かした 都市空間 づくり | |
| 4 誰もが 自由に歩ける 、利用しやすく、わかりやすいまちづくり | |
| 5 道路環境の整備 | |
| 6 交通環境の整備 | |
| 7 豊かなみどりの創造と魅力ある 公園 等の整備 | |
| 8 地球温暖化対策の推進 | |
| 9 資源循環型社会の構築 | |
| 10 活力ある 産業 が芽吹くまちの実現 | |
| 11 魅力ある 商店街 の活性化に向けた支援 | |
| 12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造 | |
| 13 生涯にわたり 学習・スポーツ 活動などを楽しむ環境の充実 | |
| 14 多文化共生のまちづくりの推進 | |
| 15 平和都市の推進 | |

基本政策IV 健全な区財政の確立

| 個別施策 | 1 効果的・効率的な 行財政運営 |
|------|-------------------------|
| | 2 公共施設マネジメントの強化 |

基本政策 V 好感度1番の区役所

| 個別施策 | 1 窓口サービス の充実 |
|-----------|---------------------|
| | 2 職員の能力開発、意識改革の推進 |
| 3 地方分権の推進 | |